

## 予算審査特別委員会

日 時 平成29年3月7日（火）  
午前11時～午後3時15分  
場 所 議場

出席者 委員長、副委員長、委員9名（欠席：なし）（傍聴者：なし）  
説明員 高見総務課長、坂本財務室長、  
青葉農林課長、坪倉総括室長（林政室長）、岸農政室長、  
久城住民課長、長崎総括室長（住民生活室長）  
書 記 岩崎事務局長、井川主事

○山本委員長 ただいまから予算審査特別委員会を再開いたします。

まず、お手元にあります資料の確認をお願いいたします。まず、定住促進団地経費というもの、それから平成29年J－VER収入の使途というものとゆきんこ村のキュービクルについてというもの、それと林業関係施設火災保険料というもの、それから、数枚に及びますが、29年度町有林皆伐新植事業というものが、資料がお手元にあると思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、この資料についての説明をしていただきたいと思います。

まず最初に、定住促進団地経費についての説明をお願いいたします。

高見総務課長。

○高見総務課長 お手元に配付させていただいております定住促進団地経費について、お手元の資料に基づいて説明いたします。

平成27年度から28年度まで、旧法務局の解体、そして分譲地のための土地購入費、そして造成に係る設計委託料、そして実工事費。実工事費につきましては、道路工と配管工に分けて資料のほうを提示しております。

詳細等につきましては、坂本財務室長のほうから説明させますので、よろしく願いいたします。

○山本委員長 坂本室長。

○坂本室長 失礼します。そうしますと、お手元の資料に沿って、定住促進団地の経費として報告をさせていただきます。

課長のほうが先ほど言いましたけども、平成27年度に事業として始まっております。27年度は旧法務局の解体をしました。契約額、もうこれは既に済んでおりますので、決算のほうも済んでおりますけども、595万7,280円を執行しております。設計監理としまして75万6,000円、解体工事費として520万1,280円という内訳になっております。

その下、土地購入費です。27年度と28年度に購入をしております。面積としましては、2,420.36平米を購入をしております。予算額として上がっておりませんのは、土地開発基金で購入をしたので、予算額というのではなく基金のほうで購入をさせていただきました。契約額としましては、1,945万6,955円を執行しております。

その下ですけども、平成27年度と28年度になっておりますけども、住宅団地造成工事に伴う測量設計委託業務としまして、購入した土地と旧法務局が建っていた土地のところの造成工事、それと、分筆等をするに必要な測量設計を行っております。27年度で開始をしまして、繰り越しております。予算額としましては、948万円という金額になっております。

その下、28年度ですけども、測量設計が完了しまして、工事のほうに今、現在進行形で行っております。定住団地造成工事としまして、建設課のほうで執行してもらっておりますけども、道路関係や造成関係のほうで舗装工事が720平米で、排水構造物工が246メートルというような工事になって、宅地のほうもあわせて、真砂を入れて造成をすることになっております。まだ工事が完成しておりませんので、当初の契約額になりますけども、2,062万8,000円をこちらの工事で契約をしております。

また、団地内にあります上下水の工事もあわせてやっております。配水管の布設工としまして、設計段階で120.1メートルのもの、下水のほうは管渠としまして100.9メートル、ほかマンホールというような設置の工事を行っております。こちらも、当初契約額になりますけども、1,005万9,200円という金額を今、契約をしております。

今後、変更等がありますので、予算内で増額ということが出てくると思いますけども、最終的に金額がまた決まりましたら、報告なり決算のほうで御説明させていただきたいと思っております。2カ年にわたって事業になりますけども、今のところ6,558万1,435円程度を執行するという予定になっております。

○山本委員長 昨日の委員会で資料提供の要請がありました生山の定住促進団地の経費について説明をしていただきました。これにつきまして、質疑ございますでしょうか。

久代副委員長。

○久代副委員長 定期借地権の契約は、質問したわけだけど、この詳細ですよね。固定資産税相当部分だということでしたけども、この土地の固定資産税、先般、中心地の特別委員会でも説明はありましたけども、改めて評価額の確認を、1平米当たりの確認をしておきたいし、その募集に当たって、4月1日から早いうちに、3月のうちからでも借地権の契約が決まれば募集したいという話でありましたけども、どのように今進んでいるかということも、あわせてお聞きをして確認をしておきたいと思いますが、どうでしょうか。

○山本委員長 坂本室長。

○坂本室長 失礼します。今後、定期借地権として借地で貸し出す、宅地になるんですけども、そちらのほうの賃料の根拠となります固定資産税の評価額としましては、1平米当たり8,890円という金額、以前にも説明したかと思いますが、その金額で計算をしております。その固定資産税相当額を賃料としていただきながら、10年後には無償でお譲りしたいというふうなことを思っております。

今、契約書等の準備ですけども、3月中には3月広報がありますので、あのときにはチラシなり記事なりを載せて各戸に配りたいというふうには思っております。その準備を今進めております。あわせて契約書のほう、おくれておりますけども、最終的に今、司法書士さんのほうに確認をして、法的に問題がないかということをお確認しておりますので、その結果を待っているというような状況になっております。

○山本委員長 よろしいでしょうか。

福田委員。

○福田委員 この表を見ましたけど、これは定住団地の造成の工事として、給水管等々布設しとありますけど、これの消火栓はどのようになっていますか。

○山本委員長 坂本室長。

○坂本室長 消火栓につきましては、この団地内に1カ所、工事の中で設けるといような計画になっております。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 工事の中で設けるって、これも給水管を布設するんだから、ここに放り込んでもうしてしまえと。何かこれをまた後から掘り起こしてまたするんですか、別にこれを、工事は。

○山本委員長 坂本室長。

○坂本室長 済みません、説明が不足しておりました。当初の設計の中で、消火栓1基ですけれども、入っておりますので、そちらを含んだ当初設計で、給排水の管とあわせて消火栓のほうも設置をするというような計画になっております。

○福田委員 そういうことか。

○坂本室長 はい。

○山本委員長 よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、続きまして、あとの資料は一括、農林課の関係になりますが、1枚ずつ、全部やられます、どうします。（発言する者あり）1枚ずつでいいですか。こっちは、こちらからお願いしていいですか。

○青葉農林課長 はい、そのほうがいいので。

○山本委員長 そうしますと、1枚ずつ説明をしていただきます。

まず、平成29年J-VER収入の用途ということで説明をいただきたいと思います。

坪倉室長。

○坪倉室長 失礼します。昨日、29年度のJ-VERの収入の用途のほうですけど、若干誤っておりました。29年のほうですけど、68万2,000円予定しております。これは、J-VERの通常販売分が43万2,000円と、今の道の駅のほうからいただいてありますものが25万円の予定をしております。

歳出のほうですけど、昨日、私のほう、新植のほうの補助金のほうでっていう発言をしましたけど、新植のほうは通常販売分を充てるようにして、道の駅からでいただいているものについては、昨年、県の植樹祭をいたしましたけど、そちらのほうの下刈りのほうに充てさせていただくということでお願いしたいと思います。

○山本委員長 ただいまの説明につきまして、質疑ございますか。

それでは、続きまして、ゆきんこ村のキュービクルについて説明をお願いいたします。

岸室長。

○岸室長 失礼いたします。そうしますと、ゆきんこ村のキュービクルの容量について御説明いたします。

トランス容量ですけれども、灯動共用型と呼ばれるもので、2つのトランスを使用しております。入力電圧については6.6キロボルト、電灯用として30キロボルトアンペア、動力用として35キロボルトアンペア、合計で65キロボルトアンペアというふうになっております。

また、若干補足で、電気主任技術者につきましては、昨日御指摘のありましたとおり、電気主任技術者を置くことになっておりますが、一般財団法人中国電気保安協会と保守の委託契約をしておりますので、そちらのほうの専任の技術者に従事していただいているというふうになっております。

また、交換につきましては、その保安協会から点検報告書をいただいております、その中に記載がございまして、担当のほうも現場を確認しまして、若干キュービクルの外ぶたに腐食して、ちょっと穴があいてございまして、小動物等が入ると、そこでもう停電してしまうというような危険性もあり、また、それぞれ若干劣化等で、耐用年数ももう20年過ぎてるということで、一部危険な状態もあるということも確認しましたので、このたび交換させていただくというふうになっております。どうぞよろしく申し上げます。

○山本委員長 ただいまの説明につきまして質疑ございますか。

荒木委員。

○荒木委員 前回のときに、基礎部分はそのままで、上物ほど交換というふうに説明ありましたが、それで費用は妥当な金額でしょうか。

○山本委員長 岸室長。

○岸室長 失礼いたします。見積書を若干徴してございまして、その見積金額ですと、一応この700万ということで工事費足りるということで要求させていただいております。

(発言する者あり)

○山本委員長 よろしいですか。(発言する者あり)

荒木委員。

○荒木委員 金額は会社によって当然違う、参考資料だと思いますので、入札は一体何社でされる。これからですか、で、わからないですか。

○山本委員長 岸室長。

○岸室長 現時点ではまだ何社というのは決めておりませんが、この後、指名審査会のほうで諮りまして、指名業者さんを決めて執行したいと思っております。

○山本委員長 よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、続きまして、平成29年度林業関係施設火災保険料について説明をお願いします。

坪倉室長。

○坪倉室長 失礼します。昨日ありました平成29年度の火災保険料の関係でございまして。

28年度までは3施設でございました。今あります、新たにつくったわけではございません、既存の建物でございますけど、環境林の事務所のほう、こちらのほうに火災保険を掛けるということで、1カ所追加ということで4カ所にしております。

それと、昨日もありましたように、保険料の算定の方法が29年度から変わるということで、出立のキャンプ場、管理施設等、3つ建物があるんですけど、その算定の仕方が変わって、大きく金額的には下がるということで、4施設の保険金を掛けますけど、昨年よりは1万3,000円ほど下がってくるということでございます。

○山本委員長 ただいまの説明につきまして質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしますと、最後残りました平成29年度町有林皆伐新植事業につきまして、この資料につきまして説明をお願いします。

坪倉室長。

○坪倉室長 失礼します。昨日のほうです、町有林のほうでございまして、29年度の施工計画の箇所ということで、資料のほうを作成させていただきました。皆伐新植について9.41ヘクタール、下刈りについて、今、皆伐、再造林等をしておりますので、35.51ヘクタール、それと搬出になります間伐のほうですけど、45.82ヘクタールということで予定をしております。箇所等につきましては、お手元のほうの資料で御確認いただければと思います。

○山本委員長 ただいまの説明につきまして質疑ございますか。

久代副委員長。

○久代副委員長 当初予算の財源で、間伐材の県の単県事業の搬出補助金、立米3,000円が昨年と同額になっていますが、どうも県の予算を見ると、ことしは200円下げるといふような情報もありますが、森林組合の説明会でもそういう話があったようだけでも、同じ立米3,000円の財源を立てておられますが、これについて確認をしておられますか、搬出補助金の単価。予算書の附属資料の86ページですね。それについて答弁をお願いします。

○山本委員長 青葉課長。

○青葉農林課長 先ほど、搬出補助金の関係です。議員御指摘のとおり、県のほうの情報は得ております。ただし、現実的に、数値につきましては現在見込みで立てておりますので、正式に県のほうが予算化されて制度が動くという段階では、収入のほうの更正もせざ

るを得ないかなとは思ってはおります。

○山本委員長 久代副委員長。

○久代副委員長 その持ち出し補助金の単価が、やっぱり林家及び搬出作業される方の経営にも大きく影響していくわけですよ。この補助金を使って皆さん施業されておるので、これすぐ県の農林部のほうに問い合わせ、どうなるかという情報はきっちり流してほしいし、やっぱり町民にも、林業政策の上でも貴重な財源にもなってるわけだから、知らせるべきだというふうに思いますが、どうでしょうか。

○山本委員長 青葉課長。

○青葉農林課長 御指摘のとおりと思っております。県のほうの体制が、予算化が確定をした段階ということになりますれば、時宜、時を得て、さまざま機会もあろうかと思しますので、林家の皆様方にも御案内を申し上げたいというぐあいに思っております。

○山本委員長 よろしいですか。

○久代副委員長 はい、いいです。

○山本委員長 そうしますと、資料提供していただいたものに……。

○青葉農林課長 委員長、もう1件。口頭で。

○山本委員長 青葉課長。

○青葉農林課長 済みません、昨日の予算審査特別委員会のほうで御紹介がありました猿の追い払いの関係の煙火消費保安手帳の資格取得者の動向ということでございますが、現在、平成25年度から始めた事業でございます。年間1回及び2回の講習会を設けて、新規または更新の皆様研修会、講習会を受けていただいております。現在、日南町内でのこの保安手帳の保有者が87名いらっしゃいます。平成28年度は新規取得は1名ということでございまして、残りの皆様は更新取得者ということになります。それで、この制度が始まって、実際に更新をされなかった方ということで、ちょっと調査をさせていただきました。その結果、取得者から失効者になられた方が9名いらっしゃいます。これにつきましては、やはり更新が、どういうんでしょうか、本人がどういう意向でというところまでははかり知れませんが、内容的には失効された方があり、また新規の方がありということで、現在87名の取得者ということで御理解をいただきたいと思っております。

○山本委員長 ただいま報告をいただきました。質疑ございますか。

久代副委員長。

○久代副委員長 ちょっと先ほどの林業の。

○山本委員長 じゃあ、最初にこっち。ただいまの青葉課長の説明につきまして質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、久代副委員長。

○久代副委員長 予算書の、先ほどの86ページの町有林の事業ですけども、歳出で、分収造林の地主配当、約300万あります。この図面をいただいたわけけども、地権者に払うこの負担金の該当箇所、搬出間伐いろいろありますけども、それはどの箇所かということと分収割合を教えてくださいというふうに思います。

○山本委員長 坪倉室長。

○坪倉室長 失礼します。分収の配当の出るものの予定でございますけど、阿毘縁の小谷山……（「何か所か」と呼ぶ者あり）失礼しました。配当出るものについてですけど、3工区出る予定でございます。その3工区とも、分収の配当割合は3割でございます。

○山本委員長 3カ所はどこどこかということですが。

坪倉室長。

○坪倉室長 失礼します。3カ所ですけど、阿毘縁の小谷山、それと笠木の光ヶ塚、同じく笠木の大草山工区、この3つでございます。

○山本委員長 よろしいでしょうか。

○久代副委員長 はい、わかりました。

○山本委員長 そのほかございますか。（発言する者あり）

ないようでしたら、本日資料を提供していただいたものにつきまして質疑を終了いたします。

総務課の皆さん、農林課の皆さん、ありがとうございました。

そうしますと、ただいまから住民課について予算審査を行いたいと思いますが、まず初めに、昨年の決算審査意見を新年度予算にどのように生かされたのかということ、それと、先日、副町長のほうから、新年度未収金取り組み会議について報告をしていただいた中で、各課ごとに目標を定めて推進するとの発言がございました。住民課におきましてどのような目標を定められたのか、報告を求めます。

久城住民課長。

○久城住民課長 失礼いたします。まず冒頭、1点お断りさせていただきます。税務室長の高柴でありますけども、きょう申告相談に上がっておりまして、たくさんの人お見えになっておられます。上に上がっておりませんことを御容赦いただきたいと思います。

まず、決算審査の特別委員会でありますけれども、未収金のことにつきまして、先ほど委員長のほうからもありましたように御指摘をいただいております。新年度予算のほうにしましては、これ予算が、いわゆる歳入予算には影響してまいりますけれども、歳出予算というのは職員が会議を行うだけのものでありますので、取り上げて数値であらわれたものはございません。ただ、現在の取り組み状況並びに、それから目標ということに関して言いますと、昨年以上の収納を目指すということをまず第1の目標にさせていただいております。

それから、あと、この4月、昨年4月1日になりますけれども、日南町共有資産に係る固定資産税分割納付取扱要綱というのを定めさせていただきました。いわゆる不在地主の方を、だけの問題というわけではありませんけれども、共有の物件につきまして滞納ということが一つの問題になりつつあります。そういったような中で、これまで代表の方だけに送って、共有しとる方全員に税金を集めていただいているということで、かなりの負担になっただけでありますけれども、相当の手續をとっていただいで、過去に滞納がないということを条件に、それぞれ案分率に応じて納付書を送らせていただくという形の制度を導入させていただきました。現在、数件、これの手續とられた方がございますので、これによって分割納付していただく。ただ、実際に10人おられたときに1人でも滞納があった場合には、その10人で責任を持ってというような形で義務づけておりますので、そういったような形で、新たな滞納を発生させないという仕組みづくりに取り組ませていただきました。

あと、具体的な数値目標といいますのは、数値で上げておりますけれども、どこ、資料…

…。

○山本委員長 いや、後で資料でいいです。

○久城住民課長 資料提供でいいですか。

○山本委員長 はい、時間かかりますので。

○久城住民課長 一応、これまで3回行って、3月には4回目の未収金会議をさせていただき予定にしておりますけれども、それぞれの税ごとに、現在の調定額、それから本年度の回収額、それに対する未収額というような形で、目に見えるような形にして、取り組み状況、それぞれが自覚するような形で、その横には現在の徴収率というような形で整理させていただいて確認をするような形をとらせていただいております。その徴収方法を効果的に活用するという形で取り組んでおるところであります。

あと、新たな取り組みというわけではありませんけども、地方税法48条によります県税とのいわゆる連携であります。これらにつきまして、県税事務所と連絡を密にいたしまして、いわゆる県税の滞納者につきまして確認して、あわせて町税のほうも県税事務所の方に徴収していただくという形の、これもかなり効果が上がっております。そういったような形で、徴収率を上げるための努力をさせていただいております。

○山本委員長 ありがとうございます。

そうしますと、資料34ページ、税務総務一般管理事務事業から、38ページ、国民年金取扱事務事業までの説明を求めます。

久城住民課長。

○久城住民課長 それでは、説明のほうをさせていただきます。

税務総務費につきましては、経常的経費、義務的経費がほとんどでありますので、説明をさせていただくような項目はそんなにございません。職員給与費等々を中心に予算を計上させていただいております。

賦課徴収費であります。賦課徴収費につきましては、納税奨励金、これが主なものであります。かなり口座振替というのがしていただく方がふえておまして、組合の中での集金業務というのは減少しておるわけでありますけれども、その一つのコミュニティーとしての滞納の抑制力を維持するために、引き続きこの制度につきましては継続してまいりたいというふうに考えております。

次に、ページはぐっていただきまして、戸籍住民基本台帳一般事務であります。ここにつきましては、平成28年度にカードの裏書プリンターという購入、予算をつけていただきました。ちょうど今、購入手続に入りかけておるところでありますけれども、これの保守料というのが新たに発生しております。それから埋葬料、これが変更になりましたので、これの書式を変更しなければなりません。これらの予算を29年度には新たに計上させていただいております。

あと、補足になりますけれども、マイナンバーカードの申請状況でありますけれども、日南町、若干数字がまだ動いておりますけれども、1月31日現在で508枚、申請率が9.7%ということで、約10%ということで、県平均ぐらいというふうに、実際の県平均は9%ですので、若干上回っておる状況になっております。

あと、通知カードの保管数でありますけれども、13通、預からせていただいております。実際に施設にお入りになつとる方であったり、なかなか、町内では施設のほうで管理

していただくというようなことで御理解いただいとるところですけれども、中には、そういったことについては遠慮するというような施設、町外にはございますので、いたし方なく、そのまま保管させていただくというような状態。それから、あとは、転居先が不明というようなケースもございます。

あと、住民基本台帳ネットワークシステムであります。これにつきましては、ここに上げておるとおり、やや、経常的な支出がほとんどであります。

続きまして、ワンストップ行政システム運用事業、これにつきましても同様であります。各種証明手数料につきましても、あんまり大きな変動はございません。27年度につきましては、対26年度と比較しまして下がってはおりますけれども、大体これぐらい利用していただいとるのかなというふうに思っております。

パスポートの発券事務につきましても、郵券料だけの計上になります。

あと、社会福祉総務のほうでありますけれども、これにつきましては、議員の皆様が発議によります住宅改修助成でございます。一応、前年度並みの予算を計上させていただいております。ただ、実際には、平成28年度におきましては、3月に減額予算という形の状態になりました。25年度からの申請件数の状況でありますけれども、初年度が111件、26年度が65件、27年度が97件、それから28年度が、1月末現在ですけれども、92件ということで、その後1件ふえたと思っておりますけれども、そういったような状況でございます。多くの方に御利用いただいております。一応、時限立法ということになりますので、あと29年度含めまして残り2年間、このような形で処理させていただければと思います。

国民健康保険事業につきましては、それら繰出金等々の予算を計上させていただいております。

以上、簡単でございますけれども、説明のほうは終わらせていただきます。

○山本委員長 もう1ページ。

○久城住民課長 もう1ページありますか、済みません。あと、後期高齢者医療事務です。これにつきましても、繰出金等々の、あと一部事務組合への負担金、これらが主なものでございます。

それから、あと、国民年金の取扱事務、職員給与を含めまして、経常経費等々が主なものになります。以上でございます。

○山本委員長 ただいま説明をしていただきました。質疑を行いたいと思っておりますが、質疑

は各事業ごとに行いたいと思いますので、まず最初、34ページ上段、税務総務一般管理事務について質疑ございますか。

大西委員。

○大西委員 税務総務一般の報酬である固定資産評価審査委員会がございまして、2万1,000円になってます。何人で幾らなのか、教えてください。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 委員は3人いらっしゃいます。任期のほうは平成28年11月1日から3年間、開催回数としては1回分の、評価委員さんとしての謝金、報酬を計上させていただいております。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 28年度は1万1,000円なんですね。今回2万1,000円で1万円増額なんです、それはダブったんでしょうか。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 申しわけありません、予算のほうは2回分、計上させていただいております。3,500円でありますので、3,500円の3掛ける2回です。申しわけございません。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 ということは、28年度の計画は1回だったということですね。29年度は2回するということですか。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 町のほうが会議を招集しますのは1回を考慮しております。ただ、固定資産評価委員会といいますのは、委員さんのほうから、必要に応じて会議を招集していただくという意味合いもございますので、それを1回というふうに見込んでおります。

○山本委員長 久代副委員長。

○久代副委員長 下段でした、下段。ごめんなさい。

○山本委員長 今、上段の税務総務一般管理事務について、そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでしたら、下段の賦課徴収事務につきまして、久代副委員長。

○久代副委員長 下段の町税の徴収事務で、住民課は国保と後期高齢者も持っておられますが、町税の未収金のことです。対策について話をされました。

まず1点は、口座振替と現金納付の2つの手法があるわけだけでも、これについて今の実態と、それから、口座落としの場合、未納が発生して、口座振替で、それぞれの金融機関から連絡が来ると思うんだけど、それについてどのような、すぐ対応をされているのか。やっぱりすぐに対面して、おたくの何々料は落ちなかったということが必要だと思うんだけど、そういうことをどのようにされているのか伺います。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 まず、口座の残金不足によってという方につきましては、一応、仕方ありません、督促という形にどうしてもこれはなってしまう。したがって、毎回そういったようなケースはありますので、納付書、封書において請求させていただいております。

あと、口座振替と納税組合、これの比率、済みません、今データ持って上がっておりませんので、後ほど確認させていただきまして、報告させていただきます。

○山本委員長 久代副委員長。

○久代副委員長 口座振替がかなりふえているのが実態だと思うんです。口座振替の人の未納、町県民税や国保の未納と、その比率も知りたいし、要するに今、納付書を送ると言われたけども、あなたの何々料が落ちてませんよということ、やっぱりまず電話を入れたり、どういうこと、どうなんだろうかと、ただ郵便で送るだけでは、やっぱり問題が解決しないんじゃないかなど。今、この間いろいろと各種の未収金がある中で、具体的に住民と、本当、やっぱりみんな困って、払いたくても払えないという人がほとんどなので、意図的に故意に払わないという方はごく少数だと思うんですけども、そういう実態も知る必要があるし、やっぱりその取り組みが重要だと思うんですけども、副町長が主管で未収金対策もやられとるけども、何かもう一つ具体的な行動が、取り組みが弱いじゃないかなというふうに感じてますが、どうでしょうか。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 口座振替を希望されます皆さんのほとんどは、基本的には納税意識の高い皆さんというふうに実は思っているところがありまして、経済的に困窮しておられて、残金が不足するケースはないとは言えませんが、どちらかいいましたら、本人のうっかりミスといえますか、たくさんいろんな形で使い過ぎてしまって、口座の残金が不足するというケースのほうが多いというふうに分析しております。したがって、封書による納付の督促でも、ある程度、電話と同様に近い効果はあつとるというふうに思っておりますけども、ただ、済みません、そのあたりの口座の不足によるその後の督促の状況による

納付率がどうなっておるのかという、そこまで細かい、今、ここに分析をしたものを持って上がっておりませんので、それも含めて報告のほうをさせていただきます。

○山本委員長 久代副委員長。

○久代副委員長 口座でも現金でもですけども、未納が発生して、何日後に封書、納付書を

送られて、何日後にどういう、具体的なちょっと今のフローを教えてください。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 月末で確認いたしましたして、翌月の10日ごろになります。御存じのとおり、日南町のほうは、昭和62年だったと思いますけれども、10期納付、通常ですと4期納付でありますけれども、少しでも納税しやすくという形で10期納付……（「国保ね、固定資産税もか」と呼ぶ者あり）はい、させていただいております。そういったような関係で、督促関係の業務も、いろんな税もありますので、非常に業務も煩雑でありますけど、若干日数がかかるというのは御容赦いただきたいというふうに思います。

それから、電話ということも、確かに一番効果的というのは認識しておりますけども、なかなかそこまで、正直、手が回らないというのもありますし、正直、中には役場の職員とかもおったりしますが、そんなのはすぐと言って、落ちんかったんでっていうような形でさせていただいております。そういったような形で、ケース・バイ・ケースでの督促というのもございますけれども、原則やはり封書による督促という形で処理をさせていただいております。

○山本委員長 よろしいですか。

○久代副委員長 ちょっと失礼ですけども、もう少し。

○山本委員長 久代副委員長。

○久代副委員長 今、28年度は3回で、3月にもう一回やられるということで、いわゆる未納は毎月発生するわけですよ。10回納付であるけど、最低10回はその月ごとに必ず誰かが未納が発生しているというその状況もわかれば、月ごとの未納状況もわかれば教えてほしいし、本来は、今月これだけ未納があったと、口座振替とか現金納付にも未納があったという対策の会議を毎月開かれるような、そういう室の体制を、課長のほうからもやっぱり提案されてね。それぞれの課にまたがっている、建設課もあるし、教育委員会もあるし、いろんな未納を抱えておられる実態を把握するには、やっぱり毎月開かれることが必要じゃないかなというふうにも思うんですけども、どうでしょうか。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 その未収金会議を毎月ということですか。会議としては、その辺のデータ共有ということは非常に重要なことと思います。会議といたしますのは、いろんな方針決定であったり、例えば長期にわたつとる人、そういったような形で、なぜ払えないのかというのが、課によっては、具体的に言いますと福祉保健課だったりしますけども、そういったような情報を的確につかんでおるところもあつたりしますので、そういったような情報共有を一つの目的としておりますので、そういったような形で4回ぐらいがいったばいっばいかなと思つとるところもございます。ただ、そういったような今の滞納状況につきましての情報共有というのは非常に効果ある方法というふうに考えますので、今後検討させていただければというふうに思います。

○山本委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

ないようでしたら、次のページ、35ページ上段、戸籍住民基本台帳一般事務につきまして質疑ございますか。

ないようでしたら、下段、住民基本台帳ネットワークシステム運用事業につきまして質疑ございますか。

坪倉委員。

○坪倉委員 補正予算で、県の情報クラウド、セキュリティー、一体的なものが構築されて、その経費を払うということになってる、これとの関係つていうのは。セキュリティーとかクラウドの情報をどこでバックアップするかということについては、これはこれで行政全般のものとは別ということなんですか。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 まず、通知カードの発行といたしますのは、これは国とのオンラインによります。総合行政システムのクラウド化とは別物でありまして、ただ、情報としては当然、今の個人ナンバーカードだったり住民情報とリンクしておりますので、そこではつながっております。ただ、ここで言うところの発券でありましたり、通知カードを紛失したことによる諸手続等々につきましては、国とのオンライン業務によって行っておりますので、一応それにつきましてはもう専用端末で、あとその操作できる職員も4名というふうな形にして、セキュリティーの確保に努めさせていただいております。

○山本委員長 よろしいですか。

そのほかございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、次ページ、36ページ、ワンストップ行政システム運用事業につきまして、質疑ございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、下段、旅券発行事務につきまして質疑ございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしますと、次のページ、37ページ、民生一般管理事務につきまして質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、その下段、国民健康保険事業につきまして質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、次のページ、38ページ上段、後期高齢者医療に係る事務につきまして質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

その下段、国民年金取扱事務につきまして質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしますと、説明を先に受けますか、どうしましょう。（発言する者あり）説明だけ。

そうしますと、次、39ページから43ページまでの事業の説明を求めます。

久城住民課長。

○久城住民課長 それでは、39ページからの説明に入らせていただきます。まず、保健衛生一般事務でありますけれども、これにつきましては、西部広域行政管理組合、桜の苑への負担金と、あと職員給与等々が主なものになります。

環境衛生費のほうにつきましては、これは株式会社日南町小水力発電公社への貸付金の2億円の予算でございます。

あと、環境保全対策事業であります。1点、冒頭、決算審査の関係で、済みません、漏らしておりました。決算審査で、環境審議会の開催回数が1回しかないがという御指摘をいただいております。一応その件に関しましては、ここで説明をさせていただきますけれども、平成28年度につきましては、環境審議会を2回、済みません、ちょっと月数メモしておりませんけれども、開催させていただいております。参考までに、環境立町推進協議会のほうも、役員会、それから学習会、それから総会、それから先進視察というようなことで取り組ませていただいております。

新年度につきましてですけれども、例年並みの予算要求でありますけれども、新規事業といたしましては、オオサンショウウオの個体登録に関する費用41万1,000円を計上

させていただきます。これにつきましては、マイクロチップを購入して、住民課のほうで保管させていただく。それで、あと、河川工事はほとんど県になりますので、県のほうと先に協議をさせていただきましたけども、県と。県のほうが委託するコンサル会社のほうに、日南町に限っては個別登録を義務づけるという形、これにつきましては、教育委員会のほうから意見を求められますので、教育委員会のほうがオオサンショウウオの個別登録をすることということを義務づける。したがって、同じようなコンサル業務を県内では行うわけですし、日南町だけの取り組みということになりますので、来年度につきましては、マイクロチップについては日南町が負担させていただくという形で。ただ、これにつきましては、全県的な取り組みに広がっていった場合には、県へ負担をしていただくというようなこともお願いしていきたいというふうに考えております。

あと、名水のペットボトル化事業につきましては、7地域目、最終年という形になりますけども、日野上地区での採水を計画させていただいております。

あと、空き家・廃屋対策事業でありますけれども、老朽危険家屋の解体撤去の補助金、前年並みで300万円を計上させていただいております。ただ、平成28年度におきましてはもう18件の申請、助成額が439万5,000円ということで、非常に増加いたしました。これらにつきましては、状況を鑑みまして、補正のほうをお願いするというケースももしかしたら出てこようかと思いますが、そういったときには細かい報告をさせていただきまして、御審議いただければというふうに思います。

あと、行政代執行でありますけども、150万ということで、昨年は300万計上させていただきました。実際には使用しておりません。1件相当分の予算を組ませていただいております。ただ、実はちょうど今夜、空き家対策協議会を開催するわけでありますけれども、現在、各地域から7件の相談を受けております。7件といいますが、非常に危ない状況になつとるので、行政で何とかしてもらえんかという相談件数であります。そういったようなことにつきまして、きょうの空き家対策協議会では、今後の方向性を含めて、物件の資料提供もさせていただいて協議させていただくようにしております。

それから、はぐっていただきまして、41ページ、新エネルギー推進事業であります。石見東太陽光発電所の管理費、それから急速充電器等々の維持管理、それから、あと家庭用の発電機等々への助成金を計上させていただいております。ここに上げておりますけども、新石見小水力発電所の復旧工事、29年度分といたしまして計上させていただいております。主な工事内容といたしましては、取水口付近のふたがけと余水吐きの新設、これが

主な工事内容になります。

ページ移りまして、塵芥処理であります。主なものは清掃センターの管理費等々になりますけれども、あと西部広域行政管理組合のリサイクルプラザ、エコスラグセンターの負担金。エコスラグにつきましては、御承知のように、平成27年で閉鎖しております。持ち込みの停止も平成27年12月に行われて、現在は新たなプラスチック選別処理施設へと生まれ変わろうとしておりますけれども、それらにつきます負担金という形で計上させていただきます。

あと、最終ページになります、し尿処理費です。一応、し尿処理費につきましては、汚泥再生処理センターの工事に平成27年6月に着手いたしまして、平成29年11月30日に完成ということでありまして、実際に汚泥再生処理センターとしましては、今月末あるいは来月上旬には完成するという予定であります。あと、その後、稼働のテストを行いつつ、それが、稼働チェックがうまくいったときには、すぐと今度は古い施設の解体に入ります。それら全てが終わりますのが11月30日ということで、新年度の12月上旬には竣工式という運びになろうかと思っております。

以上、説明のほうを終わらせていただきます。

○山本委員長 ただいま説明をしていただきましたが、ここで暫時休憩といたしたいと思います。午後1時から質疑を再開したいと思いますので、よろしく願いをいたします。お疲れさまでした。

〔休 憩〕

午前11時59分～午後1時

○山本委員長 会議を再開します。

お手元に資料が2部ございます。28年度町税等未収金報告書という資料、それと調定・収納状況表という資料が2部ありますが、御確認をいただきます。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、この資料について説明をお願いします。

久城住民課長。

○久城住民課長 まず最初に、未収金報告書のほうから説明をさせていただきます。

これは、直近の未収金会議の際に使用した資料でございます。各課ごとに未収金の状況等を報告求めました。会議の際にはこれを全部つづつて、各課ごとに報告するという体制をとっております。本年度の未収金の回収状況、それから過年度分、それから、あと、目

標達成に向けての方針、成果、今後の取り組みという形で各課ごとに報告をさせていただき、情報共有させていただいたような次第でございます。

次の資料でございます。これも、久代議員のほうから質問がありました、口座振替等と、やり方ごとの徴収率ということでありましたので、口座振替、納税組合、個人納付に分けて集計したデータであります。口座振替の中には、納税組合に入っておられて口座振替という人は一番上の口座振替に入っておりますので、御了承いただきたいと思います。納税組合というふうになっておりますのは、納税組合で、集金による方法の方。個人納付というのは納税組合に入っておられない方という形で、税ごとに徴収率をあらわしておりますので、御確認いただきたいと思います。以上です。

○山本委員長 ただいま資料について説明をしていただきましたが、これにつきまして質疑ございますか。よろしいですか。

そうしますと、午前に引き続きまして、各事業ごと質疑を求めたいと思います。

39ページ上段、保健衛生一般事務につきまして質疑ございますか。

ないようでしたら、下段、小水力発電管理事務につきまして質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

続きまして、40ページ、環境保全対策事業につきまして質疑ございますか。

坪倉委員。

○坪倉委員 昨年の決算審査でも指摘したんですけども、環境立町推進協議会の活動についてですけども、29年度、どういう活動を予定をされておるのか、この補助金45万円、同額ですけども、説明をいただきたいと思います。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 御質問の件についてですけど、まず、最終的には、初総会において、事業計画について事務局のほうで提案させていただいて、審議をいただいて決定するという運びになろうかと思っております。一応、開催時期としましては5月ぐらいを思っております、基本的には先進視察、それから講演会、パトロール、そういったようなことが主な活動内容にはなろうかというふうに思っております。

○山本委員長 よろしいですか。

坪倉委員。

○坪倉委員 27年度でありました人生学園の講師の費用とか生ごみの補助でしたか、何か買っておられましたけど、そういったものについてはやっぱり十分精査をしていただ

きたいと思いますし、意見書にもありますように、住民が主体的に環境について学習する、あるいは活動するというふうに、指導なりリードをしていただきたいと思います。

それと、名水のペットボトル事業化ですけど、これ昨年の意見書でも、廃止を含めて検討をすべきという意見なんですけども、これについて、どういう方針でありますか。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 住民課といたしましては、廃止するようなことは考えておりません。とりあえず、まず7回廻るということでスタート地点で申し上げております。それについては、ぜひ実施させていただきたいというふうに考えております。

実は先日、鳥取大学との連携報告会ございまして、そのときに、座長を務めておられます日置先生のほうからも、この取り組みの評価をいただいておりますし、批判もいろいろあるというのは重々承知しておりますけども、一方で評価もしていただいております。水は今後、灯油、いわゆるガソリンより高くなる時代が来るやもしれんというようなことを言っております。その先駆けの事業として取り組ませていただいとるつもりです。将来的にこれが企業誘致等々につながればというふうな思いでもおりますので、まずは日南町の水のおいしさというのをPRしてまいりたいというふうに考えております。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 おいしい水って地元では、我々も思っどるんですけども、それが本当に商業ベースの評価に値するかどうかということも非常に疑問なところがあります。企業誘致につなげたいというならば、やっぱりそれに向かったビジョンなり戦略がないといけないと思いますし、1年に3,000本だけ製造してPRすることなんですけども、費用対効果、コスト面からしても非常に中途半端な取り組みであって、その辺の意味もあって、廃止をとということを取りまとめがあったと思うんですけども、いかがですか。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 そういったような御意見をいただいたというのは十分認識しております。ただ、3,000本という中途半端な数という御指摘でありますけども、結局、町のほうで給水車も持たない、そういったような中では、逆に3,000本が、1回当たり、ボトリングするには最上限の数値というふうに思っております。ただ、これで商業ベースに乗るわけは全くありませんし、これだけ中途半端な数、御指摘のとおりであります、商業ベースに乗るわけありません。ただ、これらにつきましても、一方では、初年度においてボトリングしております茶屋の水についてはマルカン酢との連携というふうなことで、

また一步踏み出した事業展開ができております。そういったような形で先々、企業連携等々によって日南町のおいしい水がPRできればと思っておりますので、御理解いただければというふうに思います。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 理解をしろということなんですけども、議会全員でこういう方向性を示したということについて、執行部はやっぱり真摯に受けとめていただきたいと思ひますし、どうしても継続されるというならば、やっぱり将来ビジョンをしっかりとって、この日野上の水をどういうふうにアピールしていくのか。先ほど茶屋の水はマルカン酢につながって言われますけども、それ以降、福栄や大宮や石見の水についてどういう取り組みをされたのか。企業誘致ですとか、そういった町外の企業に水を使ってもらおうということを目指す、そういうことも含めて目指すというならば、やっぱり明確にビジョンを示していただきたいと思ひます。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 明確なビジョンと申しますのは、冒頭に申し上げたとおり、日南町の水がおいしいということを対外的にPRするということでもあります。御指摘のとおり、残念ながら、茶屋の水以降、企業との連携ということには至っておりません。そのあたりは大いなる反省点として、そういったようなPRは不足したのかなというふうに思ひます。ただ、一方で、大宮の水については、そのラベルが非常に評判を呼びまして、秋葉原のほうでは1本3,000円とか4,000円とかで販売されたというようなことに、これも一つの、こういったようなやり方もあるのかなというように、また示唆も受けました。そういったようなことを含めまして、今後の事業展開に生かしてまいりたいというふうに考えます。

○山本委員長 よろしいですか。

足羽委員。

○足羽委員 坪倉議員と同じ、名水、ペットボトルについてでしたんで、ある程度言われましたんで。

○山本委員長 いいですか。

○足羽委員 いいです。

○山本委員長 久代副委員長。

○久代副委員長 同じページの、説明資料の40ページの一番下のほうに、ことし、前年

になかった日野川流域河川資源実態調査委託料という60万円ありますが、これは新規の事業ですか、説明してください。新規、資料になかったもので。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 新規事業、名称を、済みません、昨年どのような形で説明させていただいたかちょっと覚えておりません、申しわけありません。鳥取大学との連携で、寶來先生の研究でありますけれども、1年目はうまく地域貢献支援事業に認定していただきました。ただ、平成28年度につきましては、地域貢献支援事業に認めていただけませんでしたので、寶來先生の研究への支援という形で予算計上させていただきまして、これの3年目の事業費として60万円の計上であります。実際には日本環境……。済みません、正式な名称を忘れました。寶來先生が今の水の分析を委託されるところがありまして、そこへの支払い等々に係る、具体的に言いますと、経費になってまいります。ほぼ調査のほうについては終えまして、今はその調査した結果の分析というのをそこに委託することになっております。その報告会というのを、できれば7月ぐらいに開催できればという計画でおります。主にはその調査機関への支払いということで、御理解いただければと思います。

○山本委員長 よろしいですか。

久代副委員長。

○久代副委員長 先日、鳥大との連携事業の報告会もあって、私はたまたま出席はしませんでしたけども、鳥大との連携事業という位置づけではないんですか、この事業。そこを説明してください。それは、企画課が取り組んでいる鳥大との連携事業という、企画課では予算が立ててあるので、やっぱりその明確な位置づけを説明してください。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 連携事業といいますか、全体、鳥取大学との連携事業の中には位置づけてあります。鳥大との連携事業の報告会でも、寶來先生のレポートが紹介されておりますので。ただ、寶來先生、御都合悪く、当日は御欠席でありましたけれども、ただ、今の大学が認める地域貢献支援事業には、昨年もですけども、認定になりませんでしたので、連携事業としての研究をしていただくための支援という形で、昨年、それからことしと予算要求させていただいたものであります。

○山本委員長 よろしいですか。

久代副委員長。

○久代副委員長 ですから、鳥大連携事業というのは、本来町が予算を立てて、職員を、

ことは24週、27週ですか、派遣するという予算も立っていて、その中でこの河川の調査の事業もやっぱり組み立てられているけど、住民課としてこういう予算を立てる。だけど連続性がないというのも、たまたま昨年度、採択にならなかったということだけでも、本来やっぱり連携事業なら、きっちり継続される必要があってやられてるのじゃないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 この連携事業に認められるには、当然申請書を出して、大学に認めてもらわなければなりませんけども、そういったような共同研究に係る予算がどんどん削られとるといふ報告もありました。したがって、連携を希望しても不採択になるものは当然出てまいります。町がさらに、大学の先生の協力を得て研究をしていただきたいというもの、当然経費が発生するわけですので、ただ、それについて大学の予算がつかいませぬので、その事業を、研究を継続していただくための必要予算ということで御理解いただければというふうに思います。

○山本委員長 久代副委員長。

○久代副委員長 しつこいようですけども、この日野川の流域河川の実態調査は、はっきり言って、鳥大と連携しなくても、本当に必要なことならやっぱりしていかなきゃいけないと思うんですよ。町は60万、その研究費、報告のために出す。じゃあ、鳥大はその先生に対して、この事業の全体はどうなのかと。ついては、日南町が60万、大学側はどの程度予算を組むのかということも説明をしていただきたいと思いますが。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 まず、これぐらいのレベルの事業、コンサルに委託した場合には、五、六百万は優にかかる事業というふうに認識しております。それを、大学の寶來先生の人件費分は当然ただであります。外部に委託する経費、それといろいろ購入していかなければならない経費、採水等々には町の職員も協力もしておりますけども、大学院生とかが来て採水しております。そういったようなことを含めまして、大学連携でやるとるからこの経費でできる事業ではあります。当然、御指摘のとおり、町が本来ならば独自の予算を立ててもやらなければならない事業かもしれないけれども、町の職員でできる域は完全に超えておりますので、安い経費で、より有効的な研究をとるという形で、ぜひ実施させていただきたいというふうに考えます。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 その関係で、この日野川流域河川ですが、具体的には小原川、セントラルファームの山の調査からずっと、3年前、一応された。これが7月、本当は今年度中だったんですけども、時期ずれて7月。これ、大変期待しております。前のセントラルファームの森林開発地から出た物質、それから小原川の魚がいないということについて、この調査が終わって、本来の小原川に魚が戻ってくるが最終だと思いますので、これは大事な事業だと思っておりますので、それよろしくをお願いします。

私のほうから質問は、空き家・廃屋対策で、老朽危険家屋等は当然、住民課のほう把握されてると思うんですけども、今どれぐらい、危険家屋のランクでいうたら、あるのか。それで、聞きたいのは、やっぱり危険家屋の中で、子供が通学路で通るところ、それから町道、県道、そういったところで目にしているような危険家屋、特に通学路に周辺してるようなところは重点的に早く対策できるような、それをつかんでおられるのでしょうか、危険な箇所。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 まず、老朽危険家屋、現在相談受けておりますのが、日野上のほうから4件、山上から1件、福栄から3件ということで、この空き家の実態等々について、きょうの空き家対策協議会のほうでは委員の皆様にお諮りするように考えております。

あと、町全体でっていうことになりますと、空き家の総数が481ございます。そのうち特定空き家、さらに老朽化が進んだものが48戸ございます。あと、内数になりますけども、御了解いただきたいと思います。国道沿いにある空き家が16戸、それから県道、町道沿いにある空き家が129戸ということですので、そこが通学路になるかどうかまでの、済みません、細かい確認まで出とりませんが、通学路であったり、あるいは当然、町民の皆さんがふだん使っておられる道沿いにある空き家という形で認識はしております。

○山本委員長 よろしいですか。

○大西委員 はい、わかりました。

○山本委員長 近藤委員。

○近藤委員 関連するんですけど、今現在7件相談があるということですけど、これの内容とといいますか、今の進捗状況。要するに町のほうでどうこうするわけにはいきませんので、持ち主さんとの話し合いとか、当然地区のほうからこの危険家屋で何とかしてほしいという相談があったというように認識しておりますので、それに対してのその持ち主さんの方との対応の仕方、現況を教えてくださいたいと思います。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 所有者、管理者の方には全員連絡はとっております。ただ、じゃあ自分のほうで解体するからというふうに言っていた事実は、今の7件の中には一切ございません。ただ、特に、空き家特措法が策定されて以来、取り組んでおりますので、例えば具体的な例で言いますと新屋地区になりますけども、平成28年度において、近くの方から、とても危険な状態になつるので、何とかしてほしいという相談を受けまして、管理者の方が米子市内にお住まいでした。何度も、最初はいい返事をいただけませんでしたけども、最終的には解体撤去していただきました。そういったようなこともありますので、いろいろ時間もかかるケースもあろうかと思っておりますけども、時間をかけて連絡をとって、解体撤去までしていただけるようお願いなりしていきたいというふうに考えております。

○山本委員長 近藤委員。

○近藤委員 この7件の現状は十分把握されておられると思っておりますけど、その現状について、差し当たって早急に隣家に被害があるとか、道路のほうに被害があるとか、そういうような状況は見受けられておりますか。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 7件のうち3件は本当、危険な状態というふうに認識しております。特にある1件については、もう隣の家にもたれかかるような状況になっております。あともう1件については、半分がもう完全に落ちてしまって、県道沿いにありますので、これらについても何がしらかの対策は必要かなというふうには思っております。その方々の所有者といいますか、管理者の方しかおられませんが、管理者の方に連絡はとっておりますが、もう好きにしてもらっていいから、町のほうでという言い方で、本人は何もとにかくされる気はございません。

○山本委員長 近藤委員。

○近藤委員 大変、町のほうとしてもリスクを負うわけですけど、今説明のあったように、差し当たってもう隣家に寄りかかって、隣の家に迷惑かかる、隣の家の家屋に損傷を与えるというような現状を今報告されたわけですけど、それに対して町のほう、今おっしゃられたように、自分、その持ち主さんが手だてをしない、町のほうで何とかしてくれというような返答だったということですけど、それを町のほうではどのように対応しようと考えておられますか。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長　そこが一番課題だというふうに認識しております。今まで行政代執行で空き家の撤去をした例がありませんので、これに踏み出すとなると、一つの先例ができますので、じゃあ残り48戸を全部やっていくかというようなことにもなりかねません。1戸当たり150万と計算しても、もう7,000万、8,000万というような事業費が必要になってまいりますので、そのあたりにつきましては十分に協議して、また議員の皆様にもお諮りして、まず第1の御意見といたしますか、方針は、きょうの空き家対策協議会というふうに思っておりますので、それらを、十分に町民の皆さんの御意見もいただいた上で、また検討してまいりたいというふうに思います。

○山本委員長　近藤委員。

○近藤委員　大変、行政代執行というのはリスクを伴うわけでありまして、自分がよう壊さんのに町がこぼして、その代金を持ち主さんに請求する、払ってもらえるかももらえないかわからないというリスクを負うわけでありまして、何よりも、今言われたように、もう早々に何とかしないといけないという物件に対して、強く手を打つという方向をお示し願いたいと思いますが。

○山本委員長　久城住民課長。

○久城住民課長　一課長では判断しかねる部分ありますが、そういう意見をお伺いしたということで、また上のほうにも報告いたしますし、まずは空き家対策協議会で町民の皆さんの意見をお聞きしたいというふうに思います。

○山本委員長　坪倉委員。

○坪倉委員　同じページのオオサンショウウオの個体登録機材ですけど、オオサンショウウオの生態調査なり保全活動ということでしょうけども、これ県と共同の活動というふうに捉えればいいのでしょうか。そうした場合、この調査事業、保全活動の全体的な計画について説明をお願いします。

○山本委員長　久城住民課長。

○久城住民課長　まず、県のほうには御協力をいただくという位置づけになろうかと思えます。先般、県土整備局のほうとも話をさせてもらったわけですけども、今から県土整備局のほうも、そういったような形の予算は、正直組みにくいということで。この個体登録のできる業者というのは、県内4社しかないということです。したがって、仮に今後、河川工事に伴って事前調査、コンサルに委託した場合に、その4社の指名競争ということになりますので、一般競争を原則としとる県の方針にそぐわないという形で。

今、話をしましたのは、やっぱり一般競争入札をして、仮にですけれども、個体登録等々の技術者がいない業者が応札した場合には、町の職員、今1人しかおりませんが、行って、そのコンサル会社のほうに指導させていただく、個体登録の方法。それで実施するという形で、仕様書の中には、日南町域でのそういったような河川工事に際しては、個体登録を行うことを義務づけるというふうには言っていたいております。

そういったような中で、オオサンショウウオの保全、現在は、オオサンショウウオが出てきたらまず写真撮影をして、それを近いところに放すという形で行ってあります。ただ、それが、今度は写真によるもうデータの比較になりますので、1年後にまた見つかったとしても、それが同じオオサンショウウオかどうかはわかりません。今後はマイクロチップで確認することができますので、仮に挿入してなかったならば、新たに発見されたオオサンショウウオということになってまいりますので。

一例で申し上げますと、今これだけたくさんいますので、そこまではする必要ないじゃないかという御意見も当然あるかと思っておりますけども、トキも、こういったような状態のときにそういったような保全に取り組めば、今のような状況はなかったと思っております。今たくさんおるこのような状況のときにオオサンショウウオの個体登録に取り組み、その意義は大いにあるかというふうに考えております。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 話があっちこっちなりましたけど、ちょっと40ページの空き家の廃屋の対策事業の件ですけど、これは住民課、それから、企画ですか、空き家調査等々を行っと思っておりますけど、石見にも危険箇所が1カ所あるんですよ。前は1カ所あったけど、すぐ職員さんに来てもらって対応してもらって、家主の方に言って、すぐ壊してもらったという一つ経過があります。

もう1カ所、これは、どういうかな、旧道でありますけど、そこにも1カ所あるんですよ、こういうところが、廃屋で。それで、瓦が落ちたときに、もうその歩行者に当たるといいう危険状態に入っておりますけど、こういうのは地域から上げてこねばせんということですか、これは。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 住民課のほうでやっておりますのは、今、台帳がありますので、その危険度が高いものについては、時間があるときには職員が出向いて、その確認は行っております。ただ、今、具体的な、そういったようなお話をいただいたものについては、やはり

報告がありましたらすぐ確認に行きますけれども、ない場合については、済みません、漏らしておるものもあろうかと思しますので、状態を。

今回、7件のそういったような状況といいますのは、町が把握しとったのは2件で、住民の皆さんからの通報等々でわかったのは5件ということで、中には5人、6人、7人と複数の情報をお寄せいただいたケースもありますんで、一番ありがたいのは、そういったような形で情報をいただければ、すぐ確認させていただきますので、そういったような形でお願いできればというふうに思います。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 それはもう報告、ここで今言うたんですけど、ほんなら来てもらって、現場を見てもらって、また検討してもらいたいと思んですけど、よろしく。

○山本委員長 近藤委員。

○近藤委員 オオサンショウウオの個体登録機材費用ですけど、マイクロチップのほうですけど、26万5,000円。何個ぐらい、これをもって購入できるか。また、これをするのに、どこの検体を、地区というかな、川というかな、それを想定されておられるか、ちょっとお願いします。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 その定価ベースでいいますと千数百円するということですけども、一度に買いますんで、300個ぐらい購入することができるかなというふうに思っております。

あとは、本年度の、いわゆる河川工事が行われる箇所ということになります。済みません、ちょっとその場所は私のほうは承知しておりませんので、多いところでは、いわゆる工事箇所で30数匹とか発見されたことはあるというふうに聞いておりますので、一度にそれぐらい出る可能性はあるというふうに認識しております。

○山本委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、次のページ、41ページ、新エネルギー推進事業について質疑ございますか。

荒木委員。

○荒木委員 新石見小水力発電所復旧工事がおくれております。おくれた理由は、要するに一部用地買収のという、前説明がございました。この中で測量業務の委託、それから設計の委託等があって、水路全体の設計の委託料というのがあります。水路全体というのは、

前聞いたときに3億とか4億とかかかりますよといった工事の設計でしょうか。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 今おっしゃいましたように、水路全体を改良する予算のほうはちょっとこれには計上になっておりません。ただ、今後どこをどういう形で、危険箇所の把握ということを含めまして、いわゆる水路全体の今の状況というのは把握しとく必要があるだろうというふうに思っております。今、ポイントポイントでのそういったような強度の検査等々はやっていただいておりますけども、いわゆるそれを水路全体にわたってさせていただくというものであります。したがって、今考えております工事箇所としては、取水ポイントの蓋がけと、今のお寺のある龍福寺さんのところのやや上手になりますけども、新たに、いわゆる余水吐きを設置するというのがここに上げております4,100万の事業費、設計も含めてですけれども、というものであります。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 そうしますと、設計でなしに調査みたいな予算ということですね。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 はい、御指摘のとおりであります。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 石見東太陽光発電の売電収益1,200万をこの事業に充当するという事なんですけども、昨年までは石見東太陽光発電所の維持管理経費相当部分だけを財源充当して、剰余の、残ったお金は病院等に繰り出すということだったんですが、今回1,200万ここに充当されるっていう理由について説明をお願いします。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 済みません。そこちょっと私のほうが見落としとしておりまして、多分最終的には財源充当することになるのではないかなと思います。一応ここだけに今は充当しておりますけど、そこについては済みません、確認させていただけますでしょうか。

○山本委員長 どの金額になりますかね。

○坪倉委員 審査にかかりますんで、早急に。

○山本委員長 済みません。金額的には、478万8,000円のところですか。

坪倉委員。

○坪倉委員 昨年までの例で何でいくと478万8,000円をここに財源充当してあるんですよ。その……。

○山本委員長 その内容を教えてほしいということですね。

早急にということですが、どういたしましょうか。

○久城住民課長 ちょっと確認をさせていただきます。

○山本委員長 確認を、はい、わかりました。

では、そのほかございますか。

大西委員。

○大西委員 予算の金額どうのこうのじゃないんですが、石見東太陽光発電所されてもう五、六年ぐらいなるんですか、私ちょっと心配したのは、ソーラー自身のパネルの中の劣化率を、そういったものを考慮、御存じかいったら失礼な言葉ですけども、特にこれから5年以上たちますと劣化率が出てきます。その辺は事前に御存じなのかどうかお伺いします。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 まず、当初から毎年マイナス2.5%という形で劣化率を見込んだ収支計画を立てていただいております。したがって、ただ、結局一番にはその劣化率もですけども、日照時間に一番左右されますので、結局じゃあ、その劣化率がいわゆる今の売電収入に、当然影響はしとると思うんですけど、売電収入としては逆に伸びております。それだけ日照時間は長くなつとるのかなと思ったりしております。そういったような状況でありますので、同じ時間、いわゆる日照時間がありません、なかなか、どれぐらい実際には劣化しとるのかなというので数値的にあらかわすことができませんけども、当然そういったことは起こつとるものとして、一応メーカー保証20年という形で言っていたいておりますので、そんな早いうちに発電停止という形にはならないというふうに、ただ、この場合にはパネルより先に、逆にパワーコンディショナーのほうがちょっと不調に陥りまして、そのあたりどっちにしましてもそういったようなことが起こるものとして、遠隔監視装置もありますので、いわゆる監視には努めてまいりたいと思います。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 わかりました。マイナス2.5%ということで、5年以上過ぎましたら、どんと下がってきますので、よく管理していただいて、それともう一つは、見方は当然2種類の関係あるので、要するにピーク時、能力というのはピーク時のところを重要に見ますんで、そのピークがもう幾らやっても100%ないところありますので、そういったグラフ的なことも当然管理はされると思いますので、ちょうど一番いいデータが残ると思いますので、

よろしく申し上げます。以上です。

○山本委員長 そのほかございますか。

足羽委員。

○足羽委員 電気自動車の充電設備の維持管理なんですけども、電気料が2万4,000円とすごく少ないわけですが、主に巡回用のバスとかの公用車が、ほとんど使用されてるのはそちらのほうが多いでしょうかね。一般の方は、どのぐらい使われてるかなというのをちょっと知りたいんですけども。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 蓄積したデータありますので、また後ほど資料提供させていただきます。

○山本委員長 資料提供ということでお願いをいたします。

そのほかございますか。

足羽委員。

○足羽委員 その保守とサポートサービス料なんですけども、66万ということなんですけども、主にどんなサポートをされてるかなと、ちょっとよくわからないんで教えていただきたいなと思います。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 まず、いわゆるこの機械で一番怖いのは、非常に高圧であります。したがって、そういったようなところの点検もありますし、そのまた充電器等々への損傷というのも一番怖いところであります。充電をされる方にまたそういったような感電とかもあってもいけませんので、そういったようなことを含めまして点検をさせていただいております。

○山本委員長 よろしいですか。

足羽委員。

○足羽委員 例えば部品が壊れたり、まだそんなにたっていないんで故障とかいうのはあんまりないかなとは思うんですけども、そういった部品交換とかあったりしたときも、その保守の、保守料の中で補うことができたりできるんでしょうか。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 それは実費負担になっております。

○山本委員長 よろしいですか。

○足羽委員 はい。

○山本委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、次のページ、42ページ、塵芥処理事業につきまして質疑を求めます。ありませんか。

荒木委員。

○荒木委員 塵芥処理の中で、要するに委託料が一くりにしてある箇所があるんですよ。これを1つずつ、電気工作物の保安委託料、浄化槽管理委託料、設備警備委託料と、それぞれ幾らでしょうか。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 済みません。それも改めて、じゃ、全部明細で提示させていただきます。

○山本委員長 資料提供ということで。

荒木委員。

○荒木委員 私が申し上げたいのは、総合の金額を足すと、去年とほとんど一緒な金額が出ております。その中で、以前一回質問したときには、金額、浄化槽に関して2基あるからという回答が昔あって、改めて確認したら1基ですよという回答をいただきました。それで金額が変わってないのはどうしてですかという質問です。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 浄化槽としては1基でありますけれども、ただ、中にもう一つ、済みません、排水処理設備という形で1基ありますんで、それ合わせますと2基、いわゆるその委託料が5万2,000円だったというふうに認識しております。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 ですから、浄化槽の管理委託というのは浄化槽法で規定されているわけですよ。規定のないものにお金を払う必要があるんでしょうかという質問です。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 まず、中にあります浄化槽1基、いわゆる10人槽でありますけども、これが単独の処理の浄化槽であります。したがって、これは法改正になる前につくられたものでありますので、将来的には、できれば合併浄化槽にというふうに思っておりますけども、現在これで処理してますのは、トイレの汚水だけであります。中に、いわゆる生活用水も出てまいりますので、それらについては30人槽の排水処理装置のほうに流して、そこには単独処理浄化槽から出たものも入ってます。あわせて雨水についても入っております。したがって、ただ、場外には全く出さない仕組みになっておりますので、そこにつ

いては排水処理装置で30人槽の処理をして、いわゆる処理した水につきましては、洗車等々に使わせていただいております。したがって、いわゆる生活排水が流れ込んでまいりますので、浄化槽並の管理は必要だろうという形で、現在業者委託して、年間3万2,000円です。いわゆる保守点検のみしていただいております。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 済みません。その委託料を払う根拠がないわけですよね。浄化槽管理代として上げてあるわけですから、だから最初に申し上げたように、浄化槽でないもの、水槽なら水槽管理をする、で、どっかに出せばいいですけど、浄化槽管理代として業者に委託してあるわけですね、2基分。ですから、それは何に基づいてかということ、浄化槽法に基づいて保守点検をしなければいけないということになってるから、それに基づいて委託してるわけで、ですから、そのもう1個の水槽についてはその根拠がないわけです。それについてお答えください。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 浄化槽法上の根拠がないと言われれば確かにそうであります。ただ、結局、かなりやっぱり汚れますので、いわゆるその保守点検というのは必要という認識のもとにさせていただいておりますので、ぜひこれにつきましては御理解いただければというふうに思います。

○山本委員長 よろしいですか。ちょっと待ってください。

荒木委員。

○荒木委員 ですから、別な項目で上げてもらっても別にきちっと上げていただければ、必要があるんで、お金を使っちゃ困りますよというわけじゃない、浄化槽でないものが浄化槽費に入ってるからおかしいですよと言ってるわけですから、ほかの分で、例えば水槽の管理委託料って書くとか清掃代で書くとかしていただければ別に何も問題はないと思うんですが。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 そのようにさせていただきます。今年度はどうさせていただきますでしょう。

○荒木委員 今年度は、仕方がない。

○山本委員長 ちょっと待ってください。ちょっと確認の意味を込めてちょっとお聞きしたいことがあるので、少し待ってください。

昨年9月16日におきまして、荒木委員の質問に対する回答という文書をいただいております。

ります。その中で、可燃ごみからしみ出した汚水、洗車水及び初期雨量1ミリの雨水、以下場内汚水という、を取り込む水槽です。取り込んだ場内汚水は冷却水として利用されていますというふうに回答していただいておりますので、それを何ですか、管理するという話にはならないとは思いますが、いかがでしょうか。

久城住民課長。

○久城住民課長 当然、初期雨量の1ミリについてはこの排水処理施設の中に入ってまいりますけども、いわゆる単独処理の浄化槽で処理された水も入ってきて、さらにはシャワールームと台所でそういったような生活排水についても、ここに、いわゆる3種類の水が入ってくることになります。それらについては冷却水であったり、洗車であったり、そういったようなことに使わせてもらっております。いわゆる庁内でそういったような形で循環させるということで、水槽という、確かに排水処理施設でありますので、水槽という表現は不適であったかと思えます。それについては、なお修正のほうはさせていただきますので、御理解いただければというふうに思います。

○山本委員長 課長、洗車の水を取り込む水槽でありまして、この水槽の水を洗車に使うとは書いてありません。これを冷却水として使うというふうに地元にも説明をされとると思いますが、いかがでしょうか。

久城住民課長。

○久城住民課長 井戸からくんだ水、洗車のほうには、済みません、行ってませんでした。いわゆる洗車で使った水が逆に入ってくるほうです。

○山本委員長 そうですね。確認をしておきたいと思えます。

坪倉委員。

○坪倉委員 ちょっと実態が余りよくわからんのであれなんですけども、例えば浄化槽法に適用してなくても、その実態として浄化槽の機能を有しておるなら、やっぱりその水の安全、特に下流域、冷却水にしてもやっぱり安全性の確保、下流に流れる部分についても安全の確保ということで、定期的な点検とか補修というのは必要だと思いますけれども、浄化槽の機能というのはいないわけですか。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 いや、生活排水が入ってきますので、浄化しております。したがって、それでないと、また今の今度は冷却水のポンプが詰まったりとか、そういったことにはなってまいりますので、それで今までその浄化槽管理という形で表現しとったと思えます。

ただ、じゃ、浄化槽かと言われれば、本当では、いわゆる浄化槽法上の浄化槽ではありませんので。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 前答弁していただいたの持っておりますけども、要するに場外には排水してないということですよ。ですから、管理する必要はないというふうに私は思います。浄化槽の場合は外に排水するわけですから、消毒をして排水を出すというのが浄化槽の法の中で規定してあるわけですから。ここ、自分とこの家のタンクにためて、それが要するにこれでいうと……（「洗車に使う」と呼ぶ者あり）いや、洗車とは書いてないですね。冷却水に使うというふうに書いてありますから、それで蒸気になって逃げればいいわけですから、したがって、その水槽の管理を別に任せるぐらいかな。その辺がちょっと、だから浄化槽の管理代として上げるのはとりあえず不適切ではないかと思いますが。いいですか。とりあえず……（発言する者あり）、ことしはどうしましょうかと言われても、一応予算上げております。とりあえず削るわけにも……（発言する者あり）じゃ、その30人槽の、今30人槽の浄化槽がかわりに入るとるわけですよ。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 中にありますのは、10人槽のいわゆる単独処理の浄化槽、これはもう完全浄化槽法上のものになってまいります。それとは別に、30人槽の排水処理設備があります。それを浄化槽というふうに呼んだところが、確かに御指摘のとおり浄化槽法上の浄化槽ではありません。ただ、実際には浄化しております、それをいわゆる処理水槽までまた運んで、それを冷却水等々で使っておりますので、当然きれいな水にして処理水槽までは流しておりますので、そのあたりについては、浄化槽法上の浄化槽ではないというふうに言われれば、確かにそのとおりであります。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 清掃センターの施設管理費のダイオキシン類排出実態調査委託料81万9,000円ですが、去年は同じく実態調査等法定検査委託料ということで193万1,000円で、要するに110万も下がっております。去年は多いんですよ。ことしはここ「法定検査」が抜けておるんですが、一番大事なところで法定検査を受けなくていいのか。どちらが正しいのでしょうか。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 済みません。確認させていただきます。

○山本委員長 そのほかございますか。

先ほどの確認すべき事項が確認できましたか。

それでは、久城住民課長。

○久城住民課長 石見東太陽光発電所の売電収入でありますけれども、充当につきましては、御指摘のとおり471万8,000円、あと残りにつきましては病院、繰り出しで、したがって、ここは財政との詰めが不足しておりました。申しわけありませんでした。

○坪倉委員 一般財源が増えるということか。

○久城住民課長 そうです。はい。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 これどうでしょうか。修正させていただいたがいい、それとも補正対応ということではいけませんでしょうか。

○坪倉委員 修正すべきじゃない。

○山本委員長 これは金額は修正すべきだとは思いますが、ちょっと後ほどまた相談をさせていただきます。今のページ、42ページでそのほかございますでしょうか。塵芥処理事業につきまして。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、次ページ、43ページ、し尿・浄化槽汚泥処理事業につきまして、質疑ございますでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、一般会計につきましては以上で調査を終了いたします。

それでは、ここでしばらく休憩をいたします。再開は2時10分といたします。

〔休 憩〕

午後1時57分～午後2時10分

○山本委員長 会議を再開します。

続きまして、国民健康保険特別会計について説明を求めます。121ページから130ページです。

久城住民課長。

○久城住民課長 詳しくは長崎のほうの説明させていただきますが、冒頭私のほうから、本会議のほうでも説明させていただきましたけれども、現在、平成30年度の国保の、いわゆる県内一本化、日本中がそうなるわけであります。その取り組み状況につきまして説明をまずさせていただきます。

まず、現在の状況でありますけれども、ことしになってまず4回、県と国保連、それから

各市町村との担当課長の会議があつております。その都度、説明もなされておまして、その概要からまずお話しをさせていただきます。

現在の取りまとめ状況といたしましては、まず納付金方式になる。ただ、最終的には最終決定ではないですけれども、ほぼこれで確定ということで御理解いただきたいと思えますけれども、各市町村に県のほうから、これだけ納めるようにという納付金が示されます。それを受けて各市町村については、税率を決めていきます。現在、資産割があります。県内市町村どこもこの資産割を導入しとるわけでありましてけれども、これのありようについて意見が分かれております。といいますのが、この機でないと資産割はなかなか廃止できないのではないかという意見、その一方で、非常に保険税率、いわゆる負担金が、資産割をなくした場合に大きく変わってくる人が出てくるという、それを懸念する声、また一方では、固定資産税も徴収させていただいておる中で、税の二重取りになるのではないかという意見もあります。したがって、そのあたりについては、二論ございまして、資産割の導入していくかどうかということに関しましては、まだ決定していない状況であります。ただ、基本的には、税率については各市町村の裁量でという形についてはほぼ合意しておりますので、当面の間はそういったような形になろうかと思えます。したがって、独自の税率で徴収できることとなりますけれども、ただ、県の示す納付金から離れれば離れるほど、当然町の持ち出しはふえてまいりますし、あと、これも当然のことではありますが、滞納者が多ければ多いほど、町の持ち出しはふえてまいります。県に入る段階では100%にしますから、県の台所といいますか、会計上には歳入欠陥というのは生じない仕組みになってまいります。あと、それが将来的にはやはり一本化していくべきということで意見の統一は見ておりますので、何年後かには県内同じ税率にはなろうかというふうに思っております。

現在の状況は、そういう状況であります。あとページごとにですかね。

○山本委員長 全部通しでいってほしいんですが。

○久城住民課長 それじゃ、まず歳入のほうから説明のほうをさせていただきたいと思えます。歳入のほうでありますけれども、さきの国保運営審議会におきまして、税率等については据え置きということで答申をいただいておりますので、そういった方向で予算のほうは組ませていただいております。賦課限度額を54万円、医療費部分です。支援部分としては、賦課限度額を19万円、それから介護部分として賦課限度額を16万円とさせていただきます。ただ、軽減の基準がこのたび……。

- 山本委員長 済みません、課長。説明の途中済みません。今何ページの。
- 久城住民課長 ああ、歳入の済みません、説明を。
- 山本委員長 資料的には何ページになりますか。
- 久城住民課長 歳入ですので、済みません、ページ数、これ歳出予算の説明になります。
- 山本委員長 原本。
- 岩崎局長 附属資料じゃなくって。
- 山本委員長 附属資料ではなく、附属資料じゃない。あれ印刷してない。タブレットしかない。タブレットページでいかにやいけませんね。
- 岩崎局長 タブレットページだね。
- 久城住民課長 歳入だけ、済みません、概要のみ。
- 山本委員長 じゃ、概要の説明ということで聞きます。
- 久城住民課長 済みません。途中になりますけども、軽減基準のほうは5割軽減が5,000円アップして27万円、それから2割軽減のほうは48万円が1万アップして49万円ということで、軽減基準については、税制改正大綱見直しによって、そこが変更になっております。そのほかにつきましては、28年度並みの税率賦課のとさせていただきます。
- そうしますと、まず、当初予算説明資料のほうで121ページをお開きいただきますでしょうか。まずここには、国保事業の一般管理事務ということで、職員給与費2名分、あとは経常経費等々組ませていただいております。あと、負担金といたしまして国保連への負担金、それから職員の退職手当組合の負担金という形で組ませていただいております。
- あと、徴税費、納税奨励費でありますけれども、これは納税組合に対する奨励金であります。
- それから、あと、国保の運営協議会のほうを年2回開催させていただく予定であります。それを予算化させていただいております。
- 済みません、中途半端なところでありますけども、ここからは担当の長崎のほうから説明をさせていただきます。
- 山本委員長 長崎室長。
- 長崎室長 失礼します。122ページの一般退職被保険者の療養諸費のところの説明をさせていただきます。

前年度と同じ金額の予算を計上しております。現物給付としまして、3月診療分から翌

年2月の診療分の1年間を賄う経費となっております。患者さんが窓口で支払う一部負担金を除いた残りのところの保険者負担額を支出するための予算です。

療養費につきましては、現金給付として窓口で申請を受け付けた後、償還払いをさせていただきます。基本的には、コルセットなどを製作された場合に、一旦全額を支払ってこられますので、それを償還払いさせていただいております。こちらのほうの会計年度は、4月の支払い決定分から翌年3月の支払い決定分までです。

一番下の審査支払い手数料につきましては、国保連合会への審査・支払い委託手数料となっております。レセプト1件当たり53円で計算をされるものです。レセプトは、一月の入院、外来など別にして1枚レセプトが作成されますが、医薬分業が進んでおりますので、1回受診してお薬をもらうという治療行為で最低2枚のレセプトが出るような状態となっております。被保険者数は減るといふふうに見込んでおります。ただ、高い医療費を要する被保険者が1人、2人とふえただけで日南町のような規模の国保財政には大きく影響を及ぼすことがありますので、医療費としては大きく減少を見込んでおりません。前年と同等の予算として上げさせていただいております。

次のページに行きます。123ページ。こちらは高額療養費の予算となっております。高額療養費は、退職の被保険者の高額療養費から一般の被保険者へ高額療養費を100万ほど動かしております。退職被保険者で高額な医療を受けている方が65歳に到達することで、一般被保険者に移行するという見込みがあることから、高額療養費の一部を一般に振りかえた予算としております。

続きまして、124ページです。葬祭費の予算です。前年度と同じ規模で予算計上させていただいております。1件につき2万円の葬祭費で、年間18件の予算としております。

その次が移送費です。ここ何年もこの移送費として支出した実績はございませんけれども、負傷や疾病により移動が困難な患者さんが、お医者さんの指示によって一時的、緊急的な必要性があつて移送された場合の経費を支給するものとなっております。

一番下は、出産育児一時金です。1件につき4万2,000円の予算で、年間3件の見込みで予算を立てております。28年度の実績を申し上げますと、1件42万円の支出をしております。

続きまして、125ページです。老人保健拠出金は、老人保健の事務処理を行う事務費を拠出するものです。今年度と同等の額を計上しております。

その次が、高額医療費拠出金です。この拠出金の算定に当たっては、過去3年間の医療

費を基礎として推計されます。今年度の実績ベースで来年度の予算を計上しております。この拠出金については、財源として国と県から拠出金の4分の1ずつ負担金としてもらうことができます。

その次が保険財政共同安定化事業拠出金です。さきに説明させていただきました高額医療費共同事業は1件当たり80万円以上の診療が対象になります。それ未満の医療費について共同事業を行うものです。こちらも28年度実績ベースで予算計上をさせていただいています。こちらも3カ年の医療費を基礎として推計されて算出されます。

次のページの126ページです。その他の共同事業拠出金です。退職者医療制度の資格を有する被保険者を適正に適用するための資料提供を受けることについての拠出金となっております。具体的には、年金受給の決定者の情報です。今年度と同じだけの予算を組んでおります。

続きまして、償還金及び還付加算金です。こちらは、保険税の還付金で過誤納となった過年度賦課以外の保険税を還付する場合に使う予算となっております。予算規模は、今年度と同等で見込んでおります。

続きまして、基金積立金です。財政調整基金の積立金で、利息分を計上しております。基金の取り崩しを行っていることから、前年度よりは少ない金額を見込んでおります。

次のページ、127ページです。出産費資金貸付基金積立金のほうです。こちらも利息のみを計上しております。

続きまして、保健衛生普及活動事務です。保健事業についての予算を計上しております。28年度は血管年齢測定器の備品購入がございました。その備品購入費と、あとインフルエンザの予防接種の補助金で、接種実績ですとか、あと被保険者の減少を見込んで負担金の金額を下げておりますので、そのために比較としては現額となった予算となっております。ただ、中身については、少し事業内容を濃くしている部分もございます。生活習慣病予防や糖尿病予防、また糖尿病の重症化予防のために、4種類の体操教室と栄養教室を実施しております。こちらの栄養教室には、栄養士さんや講師の方以外に食育推進員の方にお手伝いをいただいております。この食育推進員さんを1回当たり1名増員して臨みたいと思っております。また、金額としては需用費の教材費のあたりを少しふやすということで、日南病院で行われている糖尿病教室などと連携をした糖尿病重症化予防というようなあたりに取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、128ページ、特定健診の事務についての予算となっております。保健衛

生普及活動に係る経費で、受診しやすい態勢づくりに努めて受診率の向上を目指していき  
たいと思っております。予算は、前年と同等規模となっております。若干減っている部分  
については、封筒の印刷代は3年ごとに行うということにしておりますので、その封筒の  
印刷代が前年と比べては減っております。

続きまして、介護納付金です。介護保険の給付費等を賄うための納付金で、40歳から  
65歳未満の方の保険税に介護納付金部分を上乘せして徴収しております。それで集めた  
ものを介護納付金として納付をしているところです。概算額に前々年度の納付金の精算を  
加減して実納付額となっております。28年度実績ベースで予算計上をしています。

次のページ、129ページです。後期高齢者支援金とその事務費です。後期高齢者支援  
金は被保険者数によって算出をされまして、こちらも前々年度の支援金の確定による精算  
を加減したものが実納付額となります。28年度実績ベースで予算計上をさせていただ  
いております。

続きまして、前期高齢者納付金とその事務費の拠出金となっております。65歳から7  
4歳の被保険者の加入割合によって算出される納付金となっております。こちらも28年  
度実績ベースで予算を上げさせていただいております。

続きまして、130ページです。予備費の予算となっております。28年度と同じよう  
に400万円予備費を計上しております。

以上で国民健康保険特別会計の当初予算の歳出の説明を終わります。

○山本委員長 まず最初に、先ほどの充電器の使用状況でしたっけ、その資料。資料提出  
で。自動車ですね。利用状況ということで資料ということでしたので、はい。後ほど資料  
をお配りしたいと思います。それでよろしいですかね。よろしいですか。（「はい」と呼  
ぶ者あり）そうしますと、ただいま説明をしていただきました国民健康保険特別会計につ  
きまして質疑を求めたいと思います。事業ごとに質疑を求めます。

121ページ上段、国保事業一般管理事務について質疑ございますか。

大西委員。

○大西委員 上段の委託料、815万9,000円になってますが、昨年が149万6,  
000円で、約5倍になっておりますが、これはなぜでしょうか。

○山本委員長 長崎室長。

○長崎室長 30年度からの都道府県一元化のためにシステム改修が必要となっております。  
この委託料が約638万円となっております。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 申しわけないですけど、例えばそういった大きな変化点あれば、そこに括弧でもいいので、そういったことを書いといていただければ、そういうことでプラスになったんだなと思いますので、よろしくお願いします。

○山本委員長 そのほかございますか。

久代副委員長。

○久代副委員長 あと、その国保の被保険者の数字が、新年度の数字はどこか出てますかね。予算を立てられるに当たって。決算書ではいつも報告があるわけですけども、予算の段階で想定されている被保険者を、教えていただきたいと思います。

○山本委員長 長崎室長。

○長崎室長 1,000人から1,200人程度という被保険者を見込んでおります。

○山本委員長 よろしいですか。

○久代副委員長 はい。

○山本委員長 そのほかございますか。

ないようでしたら、下段、保険税徴収事務につきまして質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしますとその下段、国保運営協議会運営事務につきまして質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

続きまして、122ページ全部です。療養諸費について質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

続きまして、次のページ、123ページ、高額療養費につきまして質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

続きまして、124ページ上段、葬祭費について質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

中段、移送費につきまして質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

下段、出産育児諸費について質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

続いて、125ページ上段、老人保健事務費拠出金につきまして質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

その中段、高額医療費共同事業について質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

その下段、保険財政共同安定化事業拠出金につきまして質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

と呼ぶ者あり)

その次、126ページ、その他共同事業について質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

中段、償還金及び還付加算金について質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

その下段、基金積立金について質疑ございますでしょうか。

大西委員。

○大西委員 財産収入、預金利息ということで29万2,000円なんですが、前年度が96万7,000円で約3分の1に減ってます。これは元金が変わったんでしょうか。

○山本委員長 時間がかかりますかね。もし時間がかかるようでしたら、後ほどでも結構です。

長崎室長。

○長崎室長 済みません。お時間とりました。4億2,000万円程度です。4つの定期にしております。（発言する者あり）

○長崎室長 27年度の決算で1,600万円基金を取り崩しまして、残りを新たに積み立てております。

○山本委員長 その差が。かなり利息が減ったということ、その原因についてのお尋ねですが。

○久代副委員長 前年度が96万7,000円利息がつく予定だったのを。

○山本委員長 実際が。

○久代副委員長 29万2,000円。

○山本委員長 予定としてですね。

○久代副委員長 それは金利が下がったということだ。

○山本委員長 後ほど精査をしていただいて、お答えをしていただければと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、続きまして、127ページ上段、出産費資金貸付基金積立金につきまして質疑ございますか。

ないようでしたら、下段、保健衛生普及活動事務について質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしますと、次のページ、128ページ上段、特定健康診査等事務につきまして質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

下段、介護納付金につきまして質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

129ページ上段、後期高齢者支援金等について質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

下段、前期高齢者納付金等について質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしますと、130ページ、予備費について質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしますと、国民健康保険特別会計については以上で終了いたします。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について説明を求めます。156ページ、157ページになります。

長崎室長。

○長崎室長 失礼します。後期高齢者医療特別会計の予算について御説明をさせていただきます。

156ページをお願いします。まず一般管理費です。後期高齢者医療被保険者の保険証や各種通知に係る郵券代、それから後期高齢者の医療システムの保守に係る委託料、それから後期高齢者の健康診査の実施に係る委託料、健康推進事業に係る助成、それから29年度から新たに取り組みます重複・頻回受診者訪問指導事業に係る費用を計上しております。一月に何度も医療機関を受診する方ですとか、同じ病院でも何回も受診をする方の情報をレセプトから拾い出し、そのような方について訪問をして内容の実態を確認したり、相談に乗ったりする費用として新たに計上しております。これは鳥取県の後期高齢で全体的に取り組もうということですので始めるものであります。

続きまして、下段の徴収費です。後期高齢者の保険料に係る通知や納付書発送に係る郵券料、それから保険料の徴収及び還付に係る郵券料を計上しております。

続きまして、157ページをお願いします。後期高齢者医療広域連合納付金の予算となっております。被保険者から徴収した保険料を広域連合へ毎月納付をしております。後期高齢者医療制度の安定的な運用を図るために保険基盤安定負担金を広域連合に支出しております。あと、後期高齢の広域連合の運営に係る経費の負担金を支出しております。これらの予算となっております。

下段の保険料還付金です。保険料の過誤納による過年度分の保険料の還付金の予算となっております。28年度と同等規模を見込んでおります。

以上、後期高齢者医療の特別会計の予算の説明を終わります。

○山本委員長 ただいま説明をしていただきました。この特別会計については、一括、全体で質疑を受けたいと思いますが、質疑ございますでしょうか。

久代副委員長。

○久代副委員長 まず、先ほどと同じように、後期高齢者の対象者の人数をどのように把握されているかということと、とりあえず新年度から所得割の5割軽減を2割軽減に引き下げると、全国平均で月1,310円の負担増となって、約160万人に全国では影響すると言われています。当該の5割軽減から2割軽減になる対象者をどれだけ前年比あるのかという点、それから元被扶養者に対する軽減を段階的に縮減して月380円の保険料が1,130円の負担増となると、この対象者も全国80万人ということですが、これも日南町の被保険者がどのぐらいおられるのか、被保険者の負担増が広域連合で決められていると思いますので、どのようになっているのかということをお教えください。

○山本委員長 長崎室長。

○長崎室長 まず人数についてですけれども、平成29年度の高齢者人口として後期高齢のほうで基準値として扱うものが1,612人です。同じ時期で28年度の基礎となったものは1,644人でした。

○久代副委員長 もし後でも資料として出してほしい。

○長崎室長 旧被扶養者だった人の日南町の被保険者での人数について、それから軽減が変わることによってどれぐらい影響があるかということについては、後ほど御報告をさせていただきます。

○山本委員長 それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、続きまして、再生可能エネルギー発電事業特別会計について説明を求めます。

久城住民課長。

○久城住民課長 資料のほう、158ページのほうお聞きいただきたいと思います。

これにつきましては、新石見東小水力発電所に係ります維持経費等々組ませていただいとるところでございます。この中で昨年との大きな違いでありますけれども、発電機の再開時の保守委託料378万というのをまず組ませていただいておりますけれども、これにつきましては三井三池、いわゆるその発電機の開発元でありますけれども、ここへの保守点検、それからあともう1件につきましては、受信機をずっととめておりますので、それに

関する復旧時のいわゆる保守点検ということで、それを合わせまして378万組ませていただいております。あと、維持経費につきましては、原則半年必要になってくるということで、約6カ月分を計上し、あと負担金等々につきましては、引き続き年間の委託料を掲載させていただいております。あと、導水路の管理人でありますけども、以前の管理人さんの方にまたお願いするのはちょっと難しい状況になっておりますので、新たに委託しなければならないかというふうに考えております。それにつきましては、今いろいろ地元の皆様を中心に当たっておりますので、まだ決定はしておりませんが、再開までには委嘱できるように努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○山本委員長 ただいま説明をしていただきました。これにつきまして質疑ございますでしょうか。

大西委員。

○大西委員 再生可能エネルギーということで、ちょっとここではないかもわかりません。県のほうでは若松川のダムということで、固定資産とかが入ると聞いております。ただ、住民課なので、あえて聞くんですけども、28年度、29年度、幾らぐらいの固定資産が入るのか教えてください。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 今の予測でありますけれども、若松川の小水力発電所の増加分として525万円見込んでおります。

○山本委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

久代副委員長。

○久代副委員長 本会議の質疑でもあったと思いますけども、ちょっと確認です。今、停止してるわけけども、再開は、発電を始められるのは、一応予算では人夫賃をこの半年分と組んでおられますし、売電収入は5カ月ですけども、一応9月ということでしょうか。ちょっと確認をしたいと思います。今の工事の工程も含めてですね。進捗状況も含めて確認しておきたいと思います。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 まず、旧年度、28年度繰り越した事業でありますけども、予算規模で言いましたら210日の工事期間を置かなければならない事業費になっております。したがって、それだけで単純に言いますと7カ月で、先般指名のほうをさせていただきまし

て、町内4社のほうに本日通知をさせていただいておりますので、今月20日、21日、そのどちらかで業者決定すると思います。早速工事にかかっていただきますんで、マックスでいうとそれぐらいかかってしまいます。ただ、できるだけ業者には早く工事を終えていただくようお願いして、4月に入りますと早々に追加の工事の発注もかけたいというふうには思っておりますので、町のほうといたしましては、とにかく一日でも早い再開を目指すということで、どうしても9月ぐらいになってしまうのではないかとというふうには今考えておるところであります。

○山本委員長 よろしいですか。

○久代副委員長 はい。

○山本委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、住民課全体を通して質疑漏れございますか。よろしいですか。

坪倉委員。

○坪倉委員 国民健康保険会計ですけども、財調から4,900万繰り入れなんですけど、これによって保険税の引き下げ効果っていいんでしょうか、その負担軽減につながる効果について説明をお願いします。例えば何%負担が減るかとか。

○山本委員長 資料提供という形でもよろしいですか。

○坪倉委員 はい。

○山本委員長 そうしますと、資料として後ほど……（発言する者あり）よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

久代副委員長。

○久代副委員長 今、同僚議員の発言とあわせて、28年度は約6,200万取り崩しということでした。今年度が今あったように5,741万3,000円取り崩しという計画です。同じような質問になるかもしれませんが、28年度の決算見込み、ちょっと国保の場合は非常に難しい面があるけども、実際にぎりぎりなのか、もう赤字になるのかということも含めてね、その取り崩したのがやっぱり根拠になっていくわけですから、その見込みについてもあわせて直近の数字が出るようでしたら、よろしくをお願いします。

○山本委員長 これも後ほど資料、今わかります。

長崎室長。

○長崎室長 今年度の決算見込みによって、基金取り崩しとして見込んでいる額が最大で5,680万円程度と見込んでおります。医療費の支払いによって、ここが何千万かの範

囲はもう誤差になってしまうんですけれども、最大で5, 687万円程度というふうに見込んでおります。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 若干補足させて、今の数字につきましては、国保の運営協議会のほうでお諮りした、報告させていただいた数字でして、結構担当のほうは大きい数字で見込んでおりますので、これを超えることはまずないのではないかというふうには思っております。

○山本委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしますと、以上をもちまして住民課の聞き取り調査を終わりたいと思います。

久城課長、長崎室長、お疲れさまでした。

そうしますと、本日のこの住民課の聞き取りにおきまして、特に付すべき意見等ございますでしょうか。

坪倉委員。

○坪倉委員 昨年9月の経過を踏まえてなんですけども、まめな水について、議会内部で再度協議する必要があるかなと思います。

○山本委員長 まめな水をもうやめるべきではないかというような意見を前付した経過を踏まえて、どうするかということでございますが、皆様の意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。（発言する者あり）

ことしは日野上。本日の聞き取りですと7地区は皆さん全部やりたいということで、あとはまたこれから先も事業化を目指したいというような説明であったと思いますが、議会とすれば再考すべきではないかということで意見を出したと思いますが。

惠比奈委員。

○惠比奈委員 廃止も含めて検討しなさいという意見をつけましたよね。それは、今までと同じことをずっと続けてやってもらっては、その意見に対して全然考えておられないということで、考えとらんって言われたんですけど、同じように7カ所水をとって、7カ所はとっていききたいというのであれば、つくったまめな水をどう活用するかという今年度新しい取り組みが、活用方法の、何かあればそれは納得できるかなと思います。日南町の水がおいしいということを宣伝するために、何か去年とは違った取り組みをことしはするんだということであれば納得できるわけですが、それもなく、ただ、それは鳥大連携の中で教授はそれは評価されました、自分らがされたことですから、評価はされると思います。実績としては言いたいと思いますけれども、議会として、それはそう費用対効果が出ていな

いよということを行ったわけですから、そのことに関してもう少し突っ込んだことを皆さんと考えていきたいと思いますが。

○山本委員長 新たな取り組みを求めるといようなことでしょうかね。

○恵比奈委員 有効活用をね。

○山本委員長 つくってはだめだということではなくて、7地区をつくるという、まめな水をつくるということについてはどうでしょうかね。皆さんのお考え。

古都委員。どうぞ、古都委員。

○古都委員 ちょっと調査もしなければいけませんけれども、いわゆる防災用の備蓄のペットボトルあたりもほかの銘柄を買っとるという実態があるんで、そういったところもちょっと確認して、大体どれぐらいの量を常に持つとるのか。小さいペットボトルで百何十円、大きいので150円とかいうことで、町内でも、町内スーパーあたりでも水もよく売れておりますけれども、そこら辺ちょっと研究したらいいんじゃないかなと思いますけども。

○山本委員長 恵比奈委員。

○恵比奈委員 いいでしょうか、委員長。

○山本委員長 はい。

○恵比奈委員 今、防災備蓄用という、一番初めに町長がそう言われて備蓄されていうこともあったんですけど、日南町の外に向かって、日南町の水のおいしさをアピールしていくというのであれば、防災備蓄用に回すのは私はいさ感心しません。もっと宣伝とかアピールすることに使うべきであって、今言われたように防災備蓄用の水は別に買ってもいいと思うんですよ。いかがでしょうか。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 今の関連で言いますと、防災備蓄用の水は消費期限の長いものが備蓄倉庫に保管されておるといことで、まめな水があるとは思ってませんが、恵比奈委員も言われましたけども、きょうの段階の説明では執行部側から明確な答弁がありませんでした。こういうふうに改善するとかということなかったの、なし崩し的に認めるのかっていうと、なかなかそういう考えにはなりにくいというのが現実、実態だと思います。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 一応今年度、29年度で7地区全て終わるといことで、私は、環境立町の推進会、それから審議会、2つの会があるわけですね。その中でこの水のこと、私思うの

はやっぱり日南町水がおいしいよと言えば、もう7カ所せず一番いいところだけ、検査も毎回しなければならない、ロットが3,000本、費用が約90万ということは単純に1本300円。金額のこと言っていけませんけども、1本300円になります。そのものもできたら、やっぱり本当にアピールしていくんならば、本当に日南町の水がおいしいというんなら、もう一カ所に決めるか、もしくはやめるかということも環境審議会とか、もう一つの立町の推進会議もございますんで、そことも十分話ししてもらって、議会の意見はこうだという形でちょっと1年間もんでもらったらどうでしょうかっていうのが私の意見です。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 1年間検討ということもあるんですけど、昨年9月末にこの意見を出しとって、今3月ですよ、半年間、きょうの答弁からいうと執行部は何も、何もって言や語弊がありますけども、十分な検討がされていなくて、昨年どおりの予算計上、事業見込みを立てられたというふうに理解をせざるを得ない。とすれば、やっぱりおかしいと思います。

○山本委員長 何かしら新しい取り組みとか、提案をしていただきたいという意見になるかと思いますが……（「それは必要ない」と呼ぶ者あり）意見を付すということには皆さん異議がないとは思いますが、どのような意見をつけていくかということですけども……（発言する者あり）どの場で議論をいたしましょう。（発言する者あり）じゃ、総括のときに議論をすると、できましたらこのことについて皆さん意見をメールでも、個人的な意見を寄せていただければありがたいと思います。

○久代副委員長 今、意見をメールでもいった、いいの。

○山本委員長 どうぞ言うてください。

久代副委員長。

○久代副委員長 道の駅というのができて、私はやっぱり本当に日南町の水を売りにするならば、やっぱり今あった製造原価が293円ですよ、1本当たり、製造原価が。完全に原価割れする価格で130円ですかね、普通の今の名水のペットボトルが。誰が考えたって採算には合わない、そういう性質のものではないということで始めたんですけども、やっぱり戦略としてここまでやってきたんだから、本当に道の駅とでもタイアップしながら戦略を考えていくということに踏み出さないと、ただ名水だけではそれでとまってしまいうというふうに思いますので、そうすると生産コストも安くなれば備蓄にでも使えるわけですから、そのあたりも含めて、普通1リットル150円の世界ですからね、普通のメー

カーが売るのが。1リットルでも150円、200円以内ですから。ということで、そういう戦略も考え始めるべきだというふうには私も思います。

○山本委員長 道の駅とタイアップして戦略を練るべきではないかという意見でよろしいですか。

近藤委員。

○近藤委員 最初おっしゃられましたけど、このペットボトル化、当初は日南町の宣伝のためという目的で、日南町にはおいしい水があるという目的でしたけど、今度はそれがもう6年、7年終わって、これが最終年というか、各校区を一巡して終わるということですけど、それを反省する上においては、やはり今後の取り組みのプランがないとやはり、それと宣伝だけでなしに、今度はやっぱりそれに対する費用を担保するという製造単価、販売単価、それをもうはっきり見直さないと、売る本数に掛けるマイナスというような発想を、ただ宣伝するからいいではないかというような発想はもう終わりにしたほうが自分はよいと思います。

あくまでも販売するというなら、そこにはやはりせめて原価割れしない程度の価格設定をして、なおかつ意欲的に売っていくという姿勢、プランが必要ではないかと思います。

(発言する者あり)

○山本委員長 いや、最終日、総括で取りまとめのときに結論は得たいと思いますが、できれば今意見を言っていたら、取りまとめ、総括のときにもスムーズに行くのではないかなと思います。

そのほか意見がありましたら。

坪倉委員。

○坪倉委員 難しい判断がありますけども、意見を付して認めるということもあると思いますが、もう一つの選択肢として減額修正ということもあろうかと思いますが。その辺を皆さんどうお考えになられるのか、なかなか判断が難しいとこだと思いますが、それも一つの選択肢としてあるのかなと思います。

○山本委員長 近藤委員。

○近藤委員 最終に日野上から水を採水されるということで、採取されるということですけど、各まち協、いろんなまち協の取り組みの中で今まで、自分のところでとった水を通して、まち協の活動の一部にされてきた経緯もあります。そういった面でも日野上のほうのまち協はどういう形で、どういう感情であるのか、今後どういう取り組みであるのかい

うのをちょっと自分は図り知れませんが、その辺もやっぱり考慮した、自分とすればこのたびは減額は必要ないような気もしております。

○山本委員長 最終的な取りまとめは、総括のときに行いたいと思います。

このまめな水以外で何か御意見ございますか。

福田委員。

○福田委員 40ページが一番下段になりますけど、これが大学の研修、研究かな、これは、日野川流域の実態調査委託料ということで、40ページ。

○山本委員長 60万。

○福田委員 60万。これは私、大学の調査で、研究費として町がこれ本当出さんといけんか。大学ではこれ蹴ってしまった、しなくていいやなことを言って。大学蹴ったやつを何で町が補填するんですか。

○山本委員長 議員間討議で。

これは、大西委員詳しいとは思いますが、水質の調査をずっと続けておまして、それを大学で予算がないので町で見るというふうに説明をされたと思いますし、私は必要なものだと思いますが。

大西委員。

○大西委員 実は、本当に短刀直入にぱっとそこで検査して、ぱんぱんってやりゃいいんですけど、どうも回り回った気を使いながらやっておるわけですよ。それで大学という名目で町の者がいくんじゃなしに、大学がということで、それも中に入ってはとれないと、その近くを採取しながらいくとずっと日野川、小原川を今やっ取るわけです。だから、今度は学術的にちゃんと出して、去年の3月の会に出られた方は御存じかわからん、いろんなデータがされました。本当にもう魚がすまない、すめない、小原川ってのは。それが寶來先生が調べられた。ただ、それは鳥大の先生であって、じゃ、来年度もあるかということで、どうも来年、去年ですか、ことしの費用も何か40万ぐらいを捻出されて、された経過がございまして、ただ、ことし、来年度、本当はことしは3月で終わるんですよ。ところが終わらんで7月ということで、恐らくそういう関係で予算が出てきたなと思っております。

本当言えば、これはあくまでまだ調査段階で、本当は原因突き詰めてほしいわけです。まだこう長くなるかわからないけど、最終目標は小原川きれいになっていただきたい、いろんな対策、こういう対策もありますよということをやってもらうのが目的なんでござい

まして。（発言する者あり）

○山本委員長 村上委員。

○村上委員 今、大西委員のほうからもありましたように、まだまだ大学の研究自体の継続性があるというぐあいに思ってますんで、この事業についてはやっぱり認めるべきだろうというぐあいに思ってます。（「そげだそげだ」と呼ぶ者あり）

○山本委員長 そのほかございますか。

足羽委員。

○足羽委員 先ほど資料が届きましたけども、充電器のこの利用状況なんですが、道の駅は非常に回数が多い、12月までで82回ということで、これ多分巡回バスとかは、これは入ってないのですかね、ちょっとよくわかりませんが。あと、そのほかのゆきんこ村、ホームランド多里とか、上石見駅ですね、非常に利用率が少ないという状況で、保守料も66万からかかっているわけですけども、ちょっと考える必要が何かあるような気がするんですけど、どんなものでしょうか。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 それは確かに、足羽委員が、そりゃいいですけど、車持っても日南町おらんだらあ、車持った人が。それと、これは県のほうからのでないかな、これ、町でないはず、県だと思います、これは設置が。それで町のことはいいでない、それ、県だけんこれが。

○足羽委員 保守料は町が払う。

○山本委員長 保守料は町が払います。

○福田委員 保守料は県だらあが。

○山本委員長 県の予算を使って、県の補助を使って町が設置をして、維持費も町が持ちます。

○福田委員 町が持つ。

○山本委員長 町が持つようになってると思います。（発言する者あり）維持費については県から来てないと思いますけど、いいかげんなことは言えませんが、もし詳しいところを調べるということでしたら、再度担当課にお聞きをしたいと思いますので、経費について。私が確認をします。

そのほかございますか。

ないようでしたら、本日の委員会は以上で閉会いたします。お疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

委員長

副委員長